

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 令和2年国勢調査の対応方針

資料2

R2.7.7
統計局

本年10月1日を調査日とする国勢調査の実施を前提としつつ、今後の新型コロナウイルス感染症の発生可能性を考慮し、及び予定より少ない員数の調査員で国勢調査を実施する場合に備えて、以下に掲げる措置を講ずるものとする。

① 非接触の調査方法の導入

地域の実情に応じて、世帯と調査員が対面しない非接触の調査方法により実施する。調査の回答は、可能な限りインターネット回答を行っていただくよう（郵送提出も可能）、世帯に対し協力を依頼する

② 調査書類の配布期間の延長

9月14日から20日までの7日間としている調査書類の配布期間について、弾力的に運用し、配布期間を9月14日から30日までの最大17日間とする

③ 不在世帯に対する再訪問回数の緩和

世帯が不在だった場合に必要とする再訪問の回数（3回）を、調査員の受け持ち調査区数等に応じて緩和する

④ 調査期間（調査票の回収期間）の延長

10月20日までとしている調査期間（調査票の回収期間）を、一部の地域について、11月20日まで1か月延長する

⑤ 審査期間の延長

市町村において行う調査票の審査期間を、地域の実情に応じて、最大2か月延長する

上記に伴い、国勢調査の結果の公表は、速報については令和3年6月に4か月延期し、確報については最大2か月延期（人口等基本集計については令和3年11月までに公表）するものとする。

非接触の調査方法の導入

新型コロナウイルス感染症の発生・感染拡大を防止するため、地域の実情に応じて、世帯と調査員が対面しない非接触の調査方法（調査書類の配布や調査票の回収）により実施

※調査員の事務の簡略化にもつながる

調査書類の配布

本来は、世帯の方と面接・説明の上、調査回答を依頼するとともに、調査書類を配布



説明はインターホン越しに短く行い、郵便受け等を使って、世帯と面接せずに調査書類を配布



調査票の回収

インターネット回答の積極的な活用を推進するとともに、インターネット回答が難しい場合は調査員と接触しない郵送提出を広報啓発活動を通じて依頼

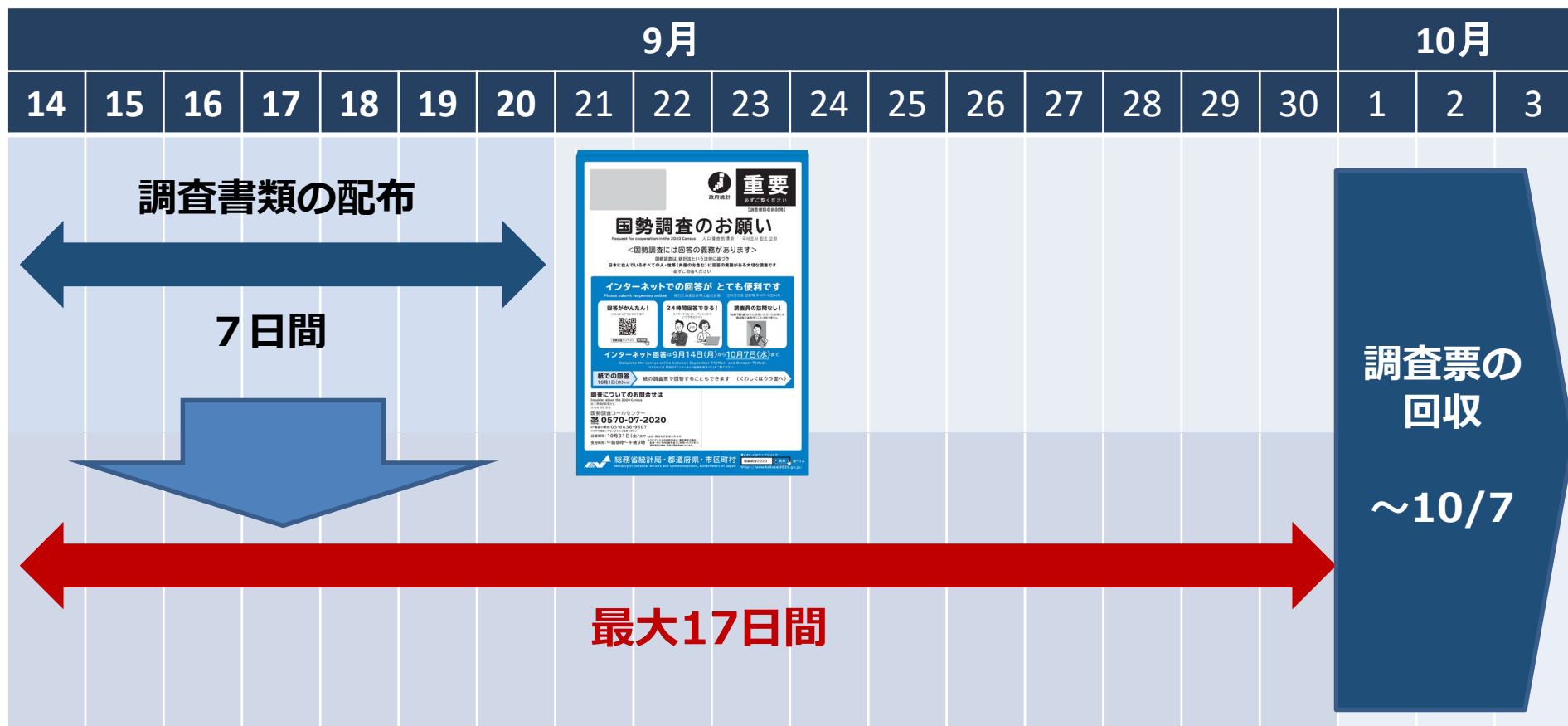


できる限り調査員と世帯の接触を避けたい
だくよう広報啓発活動を展開



調査書類の配布期間の延長

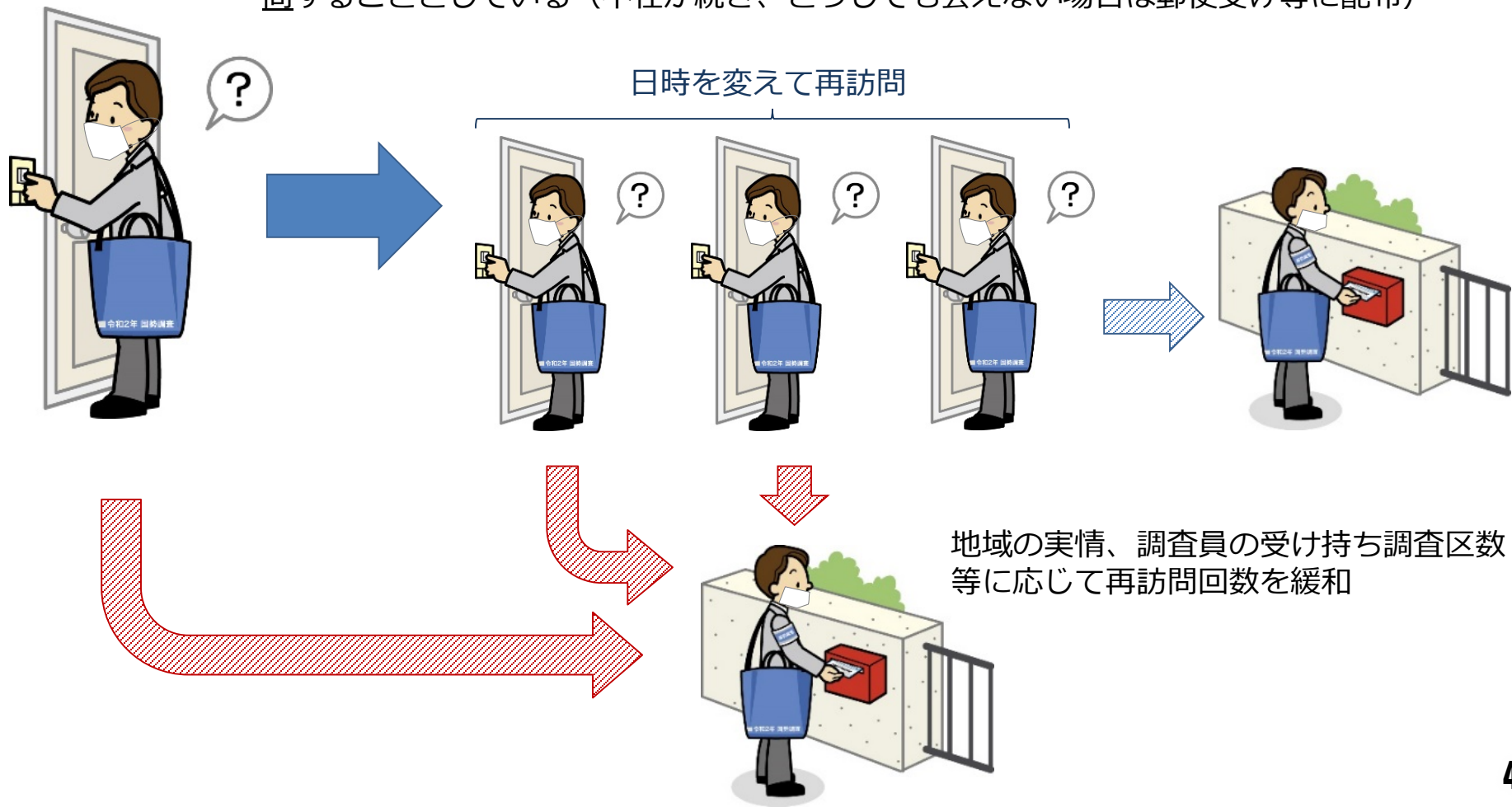
9月14日から20日までの7日間としている調査書類の配布期間について、弾力的に運用し、配布期間を9月14日から30日までの最大17日間とする。



不在世帯に対する再訪問回数の緩和

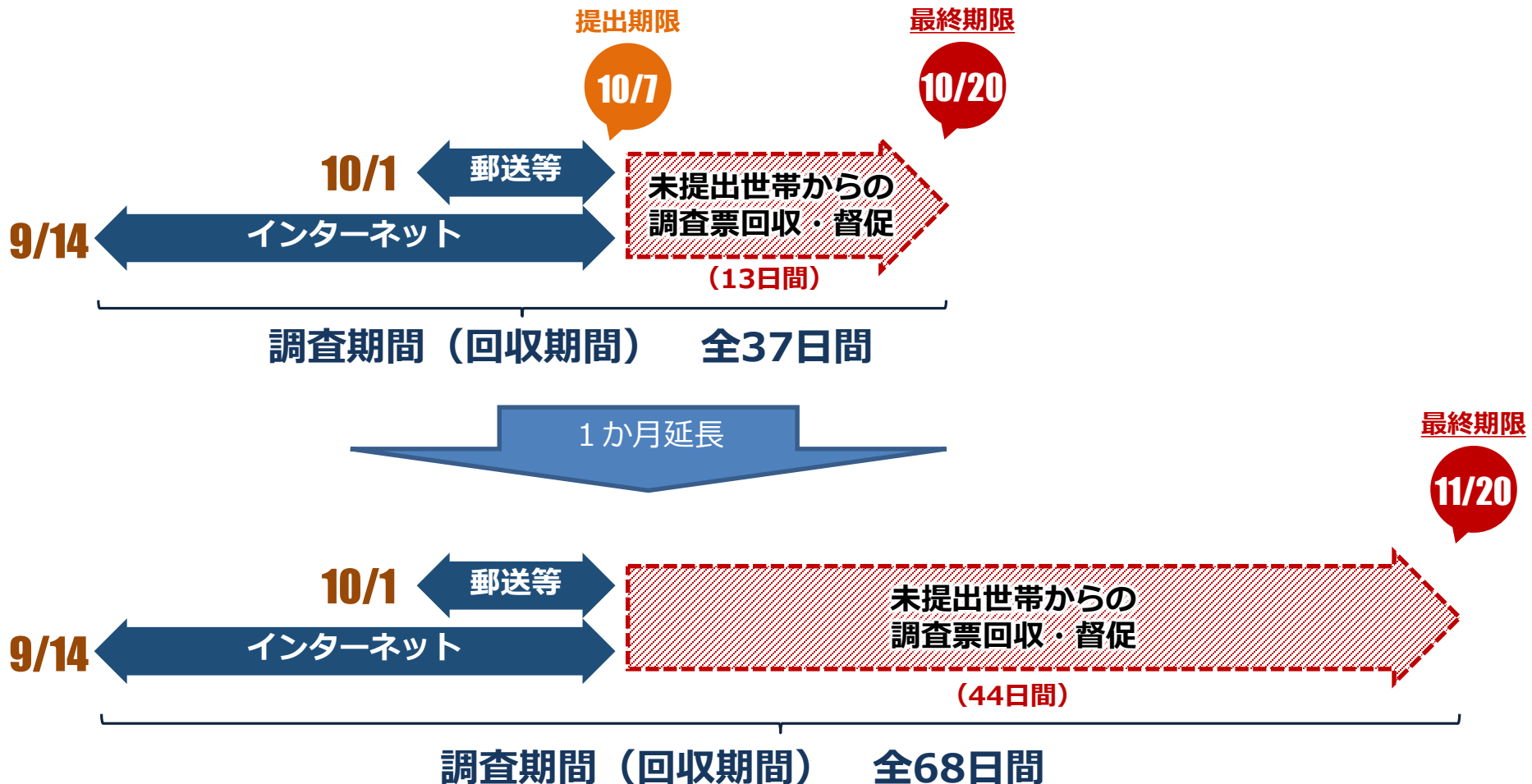
世帯が不在だった場合に必要とする再訪問の回数（3回）を、調査員の受け持ち調査区数等に応じて緩和する。

調査書類の配布に当たり、不在の世帯があった場合は、日時を変え、少なくとも3回は訪問することとしている（不在が続き、どうしても会えない場合は郵便受け等に配布）



調査期間（調査票の回収期間）の延長

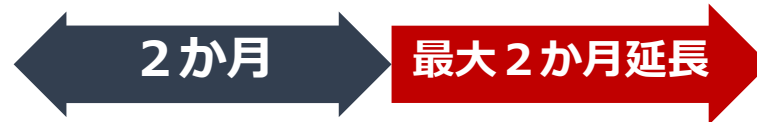
10月20日までとしている調査期間（調査票の回収期間）を、一部の地域について、11月20日まで1か月延長する。



審査期間の延長

世帯が回答した調査票は、調査期間終了後、市区町村において審査を行うが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、審査体制の確保が厳しい状況。調査結果の精度に密接に関係する事務であり、統計の品質維持及び市区町村の事務負担軽減を図るため、審査期間を最大2か月延長

① 町村



② 小都市

(世帯数4万未満の市)



③ 中都市

(世帯数4万以上20万未満の市)



④ 大都市

(世帯数20万以上の市)



公表時期（人口速報・確報）の延期

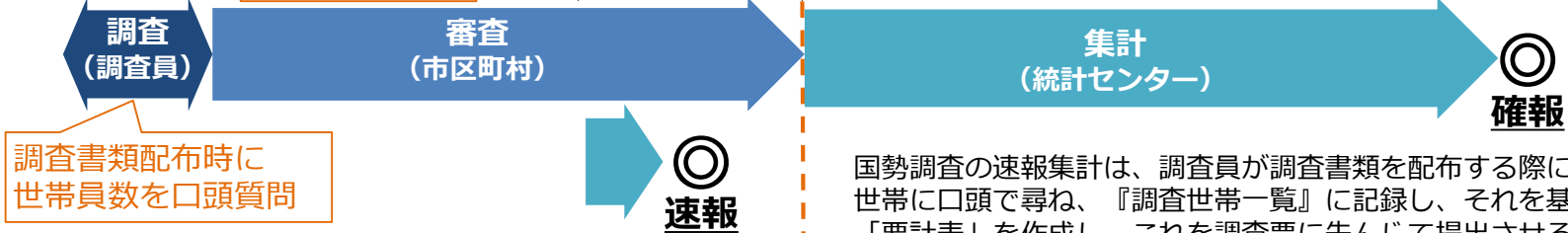
調査票の回収期間及び審査期間の延長に伴い、市区町村からの最終の調査票提出期限を2か月延期するとともに、公表時期について速報を4か月、確報を最大2か月それぞれ延期する。

9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

従前の日程

調査票に先んじて提出

要計表提出期限 調査票提出期限



国勢調査の速報集計は、調査員が調査書類を配布する際に、男女別の世帯員数を世帯に口頭で尋ね、『調査世帯一覧』に記録し、それを基に市区町村において「要計表」を作成し、これを調査票に先んじて提出させることによって、早期の集計・公表を可能としている。

調査期間・審査期間の延長

今回の日程

2か月延期

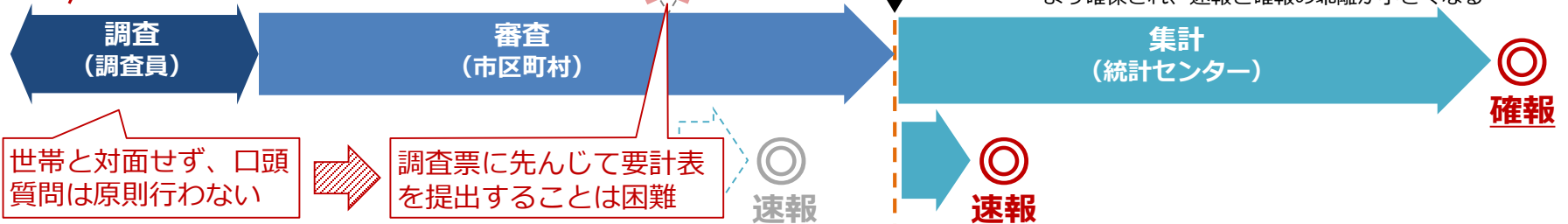
調査票提出期限

非接触の調査方法の導入

要計表提出

要計表提出期限

注) 調査票と要計表の同時提出により、双方の整合性がより確保され、速報と確報の乖離が小さくなる



世帯と対面せず、口頭質問は原則行わない

調査票に先んじて要計表を提出することは困難

令和2年国勢調査 公表スケジュールの変更

	令和3年（平成28年）												令和4年（平成29年）													
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
令和2年調査（従前）	●人口速報集計								●人口等基本集計				●人口移動集計（男女年齢）						●就業状態等基本集計	●従業地・通学地集計	●人口移動集計（就業状態）				●抽出詳細集計	
令和2年調査（変更後）									●人口速報集計				●人口等基本集計						●就業状態等基本集計	●従業地・通学地集計	●人口移動集計（就業状態）				●抽出詳細集計	
【参考】平成27年調査	●人口速報集計								●抽出速報集計※				●人口等基本集計						●就業状態等基本集計	●従業地・通学地集計	●人口移動集計（就業状態）				●世帯構造等基本集計※	●抽出詳細集計

速報集計について、調査期間及び審査期間の延長、要計表の提出期限の変更に伴い、4か月の延期

速報集計（確定人口）については、2か月の延期

最終公表は、H27調査と同時期

※ 令和2年調査では、廃止・他集計区分への振り分けにより集計しない